

岐阜県公報

号外 (四) 平成二十七年 四月 一日

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号中「第六十一条の四第四号二」を「第六十一条の四第四号水」に改め、同項第四号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）に改め、同項に次の一号を加える。

五 県内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）の理事

第十五条の二第三項に次の一号を加える。

三 県内の社会福祉法人の理事

第十五条の四第二項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 県内の社会福祉法人の理事

第十五条の五第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「第九条第一項第三号二」を

目次

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則 (教職員課) 一

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則 (同) 四

岐阜県教育職員保健審査会規則の一部を改正する規則 (同) 四

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (教職員課) 五

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十七年四月一日

「第九條第一項第三号ホ」に改め、同項に次の一事を加える。

五 県内の社会福祉法人の理事

児童館十一ヶ所等の三三三「1 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭

」 1 校長 副校長 教頭 主幹教諭 指導教諭 主幹保育教諭

指導教諭 主幹保育教諭

預 定こども園の主幹養護教諭 幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭 1 学校 指導保育教諭

法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者」 4 学校法人の理事で第2号又は第3号 社会福祉法人の理事で第2号又は第3号

| | |
|----|------|
| 校長 | 国立学校 |
| | 国立学校 |
| | 市町村立 |
| | 私立学校 |

に準ずる者 1 児童館 児童館の理事

| |
|----------------|
| 国立大学法人の長 |
| 県教育委員会 (教職員課長) |
| 市町村教育委員会 |
| 学校法人の理事長 |

| | |
|----|-----------------|
| 校長 | 市町村が設置する幼保園長 |
| | 学校法人が設置する幼の園長 |
| | 社会福祉法人が設置すも園の園長 |

| | |
|------|----------|
| 国立学校 | 国立大学法人の長 |
|------|----------|

国立学校 県教育委員会 (教職員課長)

市町村立学校 市町村教育委員会

私立学校 学校法人の理事長

連携型認定こども園の 市町村長

保連携型認定こども園 学校法人の理事長

る幼保連携型認定こども園 社会福祉法人の理事長

の理事 学校法人の理事長

学校法人の理事 学校法人の理事長

社会福祉法人の理事 社会福祉法人の理事長

1 児童館

児童館十一ヶ所等の三三三「1 校長」及び園長」 1 児童館 児童館の理事
 中「指導教諭」 4 「指導教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭」 1 児童館 児童館の理事
 中「養護をつかさどる主幹教諭」 4 「養護をつかさどる主幹教諭 (幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭を含む。)」に、「管理をつかさどる主幹教諭」 4 「管理をつかさどる主幹教諭 (幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭を含む。)」 1 児童館 児童館の理事
 中「又は教諭」 4 「及び教諭並びに主幹保育教諭及び指導保育教諭」 1 児童館 児童館の理事

| | | |
|----|--------|------------|
| 校長 | 国立学校 | 国立大学法人の長 |
| | 国立学校 | 県教育委員会 (教) |
| | 市町村立学校 | 市町村教育委員会 |

| | | |
|--|--|--|
| | 私立学校 | 学校法人の理事長 |
| 「 1 」 | | |
| 校長 国立学校 県立学校 市町村立学校 私立学校 市町村が設置する幼保連携型認定こども園の園長 学校法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長 社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の園長 | 国立大 県教育 市町村 学校法 市町村 学校法 社会福 | 国立大 県教育 市町村 学校法 市町村 学校法 社会福 |
| 「 2 」 | | |
| 学法人の長 委員会 (教職員課長) 教育委員会 人の理事長 長 人の理事長 社法人の理事長 | 国立大学法人の長 県教育委員会 (教職員課長) 市町村教育委員会 学校法人の理事長 | 市町村が設置する幼保 園長 学校法人が設置する幼 保 園長 社会福祉法人が設置す る 園長 |
| 「 3 」 | | |
| 定こども園の主幹兼護教諭 指導保育教諭 法人の理事で第2号又は第3号に準ずる者」 「 準ずる者 3号に準ずる者」 | 幼保連携型認定こども園の主幹兼護教諭 指導保育教諭 学校法人の理事で第2号又は第3号 社会福祉法人の理事で第2号又は第 3号に準ずる者」 | 学校 国立大学法人の長 県教育委員会 (教職員課長) 市町村教育委員会 学校法人の理事長 |
| 「 4 」 | | |
| 国立学校 県立学校 市町村立学校 私立学校 連携型認定こども園の 保連携型認定こども園 | 国立大学法人の長 県教育委員会 (教職員課長) 市町村教育委員会 学校法人の理事長 市町村長 学校法人の理事長 | 校長 国立学校 県立学校 市町村立 私立学校 |
| 「 5 」 | | |
| 学校法人 | 学校法人 | 学校法人 |

る 幼 保 連 携 型 認 定 こ と 社 会 福 祉 法 人 の 理 事 長

の 理 事 学 校 法 人 の 理 事 長 を

学 校 法 人 の 理 事 学 校 法 人 の 理 事 長
社 会 福 祉 法 人 の 理 事 社 会 福 祉 法 人 の 理 事 長

に 改 め る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐 阜 県 市 町 村 立 学 校 職 員 定 数 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

岐 阜 県 教 育 委 員 会

教 育 長 松 川 禮 子

岐 阜 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 号

岐 阜 県 市 町 村 立 学 校 職 員 定 数 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 市 町 村 立 学 校 職 員 定 数 規 則 （ 昭 和 三 十 九 年 岐 阜 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 一 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

本 則 の 表 中

| |
|--------|
| 六、六〇二人 |
| 三七八人 |
| 九一人 |
| 二二人 |
| 三八二人 |
| 四、〇九三人 |
| 一九三人 |
| 五一人 |
| 五人 |
| 二〇三人 |

を

| |
|--------|
| 六、五三九人 |
| 三七五人 |
| 九六人 |
| 一四人 |
| 三七八人 |
| 四、〇七三人 |
| 一九二人 |
| 五一人 |
| 五人 |
| 二〇二人 |

に 改 め る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 岐 阜 県 教 職 員 保 健 審 査 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

岐 阜 県 教 育 委 員 会

教 育 長 松 川 禮 子

岐 阜 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 一 号

岐 阜 県 教 職 員 保 健 審 査 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 教 職 員 保 健 審 査 会 規 則 （ 平 成 十 年 岐 阜 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 八 条 中 「 教 職 員 課 」 を 「 教 職 員 課 福 利 厚 生 室 」 に 改 め る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「掲げる者をもって」を「定める者をもって」に改め、同条第一号中「教育次長のうち教育長が指名する者」を「副教育長」に改め、同条第四号中「教職員課」を「教職員課福利厚生室」に改める。

第十条第三項中「教職員課長」を「教職員課福利厚生室長」に改め、同条第四項中「教職員課」を「教職員課福利厚生室」に改める。

第十四条第四項中「教職員課」を「教職員課福利厚生室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社